

改正貸金業法が完全施行へー改正の影響は？

●2010年6月で完全施行へ

2006年に改正が始まった貸金業法は、6月18日に完全施行となります。多重債務問題解決のため、消費者金融、信販会社、クレジット会社などの貸金業者を厳格に管理し、過剰貸付を抑制し、貸付金利を引下げが改正のポイントです。

【貸金業法改正の概要】

貸金業者を厳格管理	<ul style="list-style-type: none"> ★純資産5千万円以上、貸金業務主任者の配置義務など業者参入を厳格化。 ★貸金業協会へ貸金業者が加入する体制とし、協会が自主規制する機能を導入。 ★日中の執拗な取り立てなどの規制強化、借り手の自殺による保険金が支払われる保険契約締結禁止などの行為規制。
総量規制（過剰貸付の抑制）	<ul style="list-style-type: none"> ★貸金業者が借り手の総借入残高を把握できるよう、信用情報管理のため「指定信用情報機関」を設置。 ★貸金業者による借り手の返済能力調査が義務付けられ、年収の1/3を超える貸付などができない制度へ。
グレーゾーン撤廃（金利体制の適正化）	<ul style="list-style-type: none"> ★出資法の上限金利が20%に引下げ（これを超える場合は刑事罰の対象） ★日賦貸金業者、電話担保金融の特例は廃止（出資法の特例年54.75%廃止）

●借入れ限度は年収の3分の1

総量規制により、消費者金融、カード会社からの借入限度は年収の3分の1となります。（収入がない場合は、配偶者の年収の3分の1が上限。）

次のいずれかに該当する場合、源泉徴収票や確定申告書などの収入証明書類を、借入先へ提示することとなります。

- ①一社での利用限度額が50万円超
 - ②借入先全社の利用限度額合計が100万円超の場合
- なお、改正の対象となるのは「個人向け貸付」だけで、法人向けや個人事業主の事業資金は対象外。

■総量規制の対象外および例外

除外（総量規制の貸付残高には含まれません）

- ★不動産購入のための貸付け（つなぎ融資含む）
- ★自動車購入時の自動車担保貸付け、★高額医療費の貸付け、★手形（融資手形を除く）の割引 等

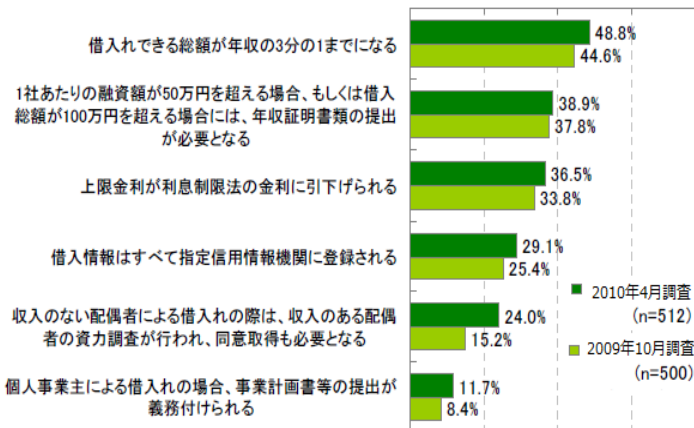
例外（年収の1/3超でも返済能力有れば借入可能）

- ★有価証券担保や不動産担保の貸付け、★売却予定不動産の売却で返済できる貸付け、★個人事業主に対する貸付け

●いまだ半数が改正内容を理解せず

日本貸金業協会の4月の調査結果では、半年前と比較して改正内容の認知度があがっていません。借入残高が年収の3分の1をオーバーし、改正で影響を受ける人ですら、半数近くが理解できていないのが実態です。

総量規制の対象者の改正への認知度（日本貸金業協会調）



さらに、借入残高が年収の3分の1をオーバーしている人の8割が「借入金を減らす目途が立っていない」と回答。配偶者に内緒で借入れがある専業主婦（主夫）は、その9割が「借入金があることを相手に話していない」と回答しています。

これでは、法律施行後の大混乱は避けられないのでは？



●銀行系ローンが必死でCMを流すわけ

テレビでは、銀行系カードローンのCMがさかんに流れています。「銀行」は総量規制の対象にならないため、借り換え先として営業攻勢をかけているわけです。金利は5%台からで消費者金融（最低7%台）より有利で借入限度枠も最高500万円。銀行カードローンは融資条件が厳しいイメージがありますが、複数社からの借入れを1社にまとめることができれば大きなメリットに。ある程度返済能力がある人なら、借り換え余地もあるかも。



●話題の現金化商法で被害続出

クレジットカードのショッピング枠は改正の対象外。多重債務者でもカードショッピングができることを逆に、現金化商法が蔓延しています。業者は合法的であるかのようにネット上で宣伝し、利用者も増えているようですが、内容を見れば明らかな詐欺商法といえます。

たとえば、★指定商品をクレジットカードで10万円で購入させ、★手数料等を控除した代金8万円を払い戻す仕組み。（手数料は代金の20%程度。本当の商品価値は数百円など低いのが通常。）

代金はその後本人の口座から引き落とされることとなりますが、多重債務者の場合残高不足で引き落としできず、カード会社側が被害を被ることに。

